

青森県報

号外第五十号

平成十四年五月十七日(金曜日)

目 次

人事委員会

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………(任用・給与)……………一

人事委員会規則一四 〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(総務・審査)……………一

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全)……………三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(企画課)……………三
右 同……………(会計課)……………三

正 誤

平成十四年四月一日定例告示中……………(監理課)……………四

人事委員会

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成十四年五月十七日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十二条中第十九号を第二十号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日の範囲内の期間

附 則

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

人事委員会規則一四 〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年五月十七日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四 〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中「除く。」の下に、「グループリーダー（課の人事事務等を主として担当するもの及び財政課に置くものに限る。）」を加え、「並びに秘書課及び総務学事課」を「及び秘書課」に改め、「財政課及び」を削り、「並びに施設管理班」を「及び施設管理班」に、「及び青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）に関する事務を担当するもの」を「総務学事課に置くもの」で青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）に関する事務を担当するもの及び秘書課に置くもの」に、「青森県庁舎管理規則」を「総務学事課に置くもの」で青森県庁舎管理規則に「に改め、同表教育庁の項中「（県立学校課に置くものに限る。）」の下に、「グループリーダー（課の人事事務等を主として担当するもの及び職員福利課に置くもので任免、分限又は懲戒に関する事務を担当するものに限る。）」を加え、「職員福利課、」を削り、「総括主任指導主事（）」を「総括主幹（職員福利課に置くもので教育庁の人事に関する事務を担当するものに限る。）」、総括主任指導主事（義務教育課及び）」に改め、「主任指導主事（）」及び、「指導主事（）」の下に「義務教育課及び」を加え、「人事班、給与班」を削り、同表人事委員会事務局の項中「課長、課長補佐」を「グループリーダー、主幹」に改め、「係長」を削り、同表備考第一項を次のように改める。

1 この表中「知事部局」とは、青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号。以下「規則」という。）第六条の二、第七条及び第八条に規定する機関並びに規則第六条第三項の規定に基づき設置された機関をいう。
別表第二号の表消防学校の項の次に次のように加える。

鉄道管理事務所	所長、次長
---------	-------

別表第二号の表食肉衛生検査所の項を削り、
同表中

保健所	所長、次長、支所長
福祉事務所	所長、次長、総務課長、支所長

を

健康福祉こどもセンター

所長、総務企画室長、部長、次長

に改め、同表中

中央病院の項及びつくしが丘病院の項を次のように改める。

中央病院	院長、副院長、局長、次長、救命救急センター長、部長、看護指導監、総務課長、管理調達課長
つくしが丘病院	院長、副院長、局長、部長、次長、副看護部長

別表第二号の表児童相談所の項を次のように改める。

食肉衛生検査所	所長、次長
---------	-------

別表第二号の表中

あすなる学園、
さわらび園

を

あすなる学園	園長、次長
さわらび園	園長、次長

に改め、同表渉

外労働管理事務所の項及び女性就業援助センターの項を削り、同表農林水産事務所の項中「地域農業改良普及センター所長」の下に、「家畜保健衛生所長」を、「水産事務所長」の下に、「漁港漁場整備事務所長」を加え、同表家畜保健衛生所の項及び漁

港事務所の項を削り、同表土木事務所の項を次のように改める。

県土整備事務所	所長、次長、総務室長、ダム建設所長、都
市公園事務所	所長、次長、総務室長、ダム建設所長、都
港湾管理所	所長、次長、総務室長、ダム建設所長、都

別表第二号の表ダム建設事務所の項、都市公園建設事務所の項、港湾管理事務所の項、ダム管理事務所の項及び地方出納事務所の項を削り、同表少年自然の家の中「次長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR火事場の口ボチから	タイヨーエレクトク株式会社
同 右	CR演歌道	同 右
同 右	CR釣りっ娘るあちゃん	株式会社メーシー販売

同 右	CRボクボク坊主X	同 右
同 右	CR踊れ大酋長	株式会社ソフィア
同 右	CR新春一番S	同 右
同 右	新春一番SV	同 右
同 右	CR牙王L	株式会社ニユーギン
同 右	CR牙王M	同 右
同 右	ゴールドアンドシルバー	株式会社北電子
同 右	ケイワンレバンナ	株式会社エレコ

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年五月十七日

青森県警察本部長 田 端 智 明

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量
- 二 運転免許証更新講習資料 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県警察本部警務部会計課
- 五 青森市新町二丁目三の一
- 六 契約の方法
- 七 随意契約
- 八 契約の相手方を決定した日

平成十四年三月二十六日

- 五 契約の相手方の名称及び住所
財団法人青森県交通安全協会
青森市大字三内字丸山一九八の四
- 六 契約金額
一式当たり 二百九十円八十五銭
- 七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十條第一項第一号

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四條に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一條の規定により次のとおり公示する。

平成十四年五月十七日

青森県警察本部長 田 端 智 明

正

誤

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ページ	段	行	誤	正
平成十四年五月十七日 第二〇〇三号	告 示	第一四七号	三	上	表 中	一級河川十川に関する事務	一級河川旧十川に関する事務

監 理 課

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量
運転免許証作成機用消耗品 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十四年三月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本アイデーシステム株式会社
東京都新宿区新宿四丁目三の十七
- 六 契約金額
一式当たり 六十七万八千二百六円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十條第一項第一号及び第二号

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭